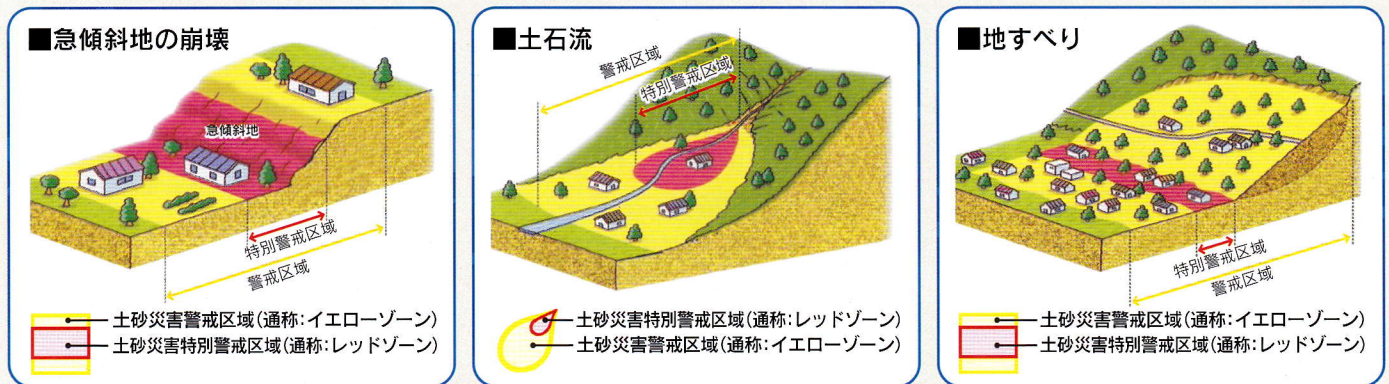


◎土砂災害に遭わないために…

土砂災害とは

土砂災害とは、大雨や地震などにより、「急傾斜地の崩壊」・「土石流」・「地すべり」の現象が発生する自然災害のことです。土砂災害が発生するおそれがある場所では、**土砂災害防止法**に基づき「土砂災害警戒区域」や「土砂災害特別警戒区域」の指定があります。



※土砂災害防止法とは…

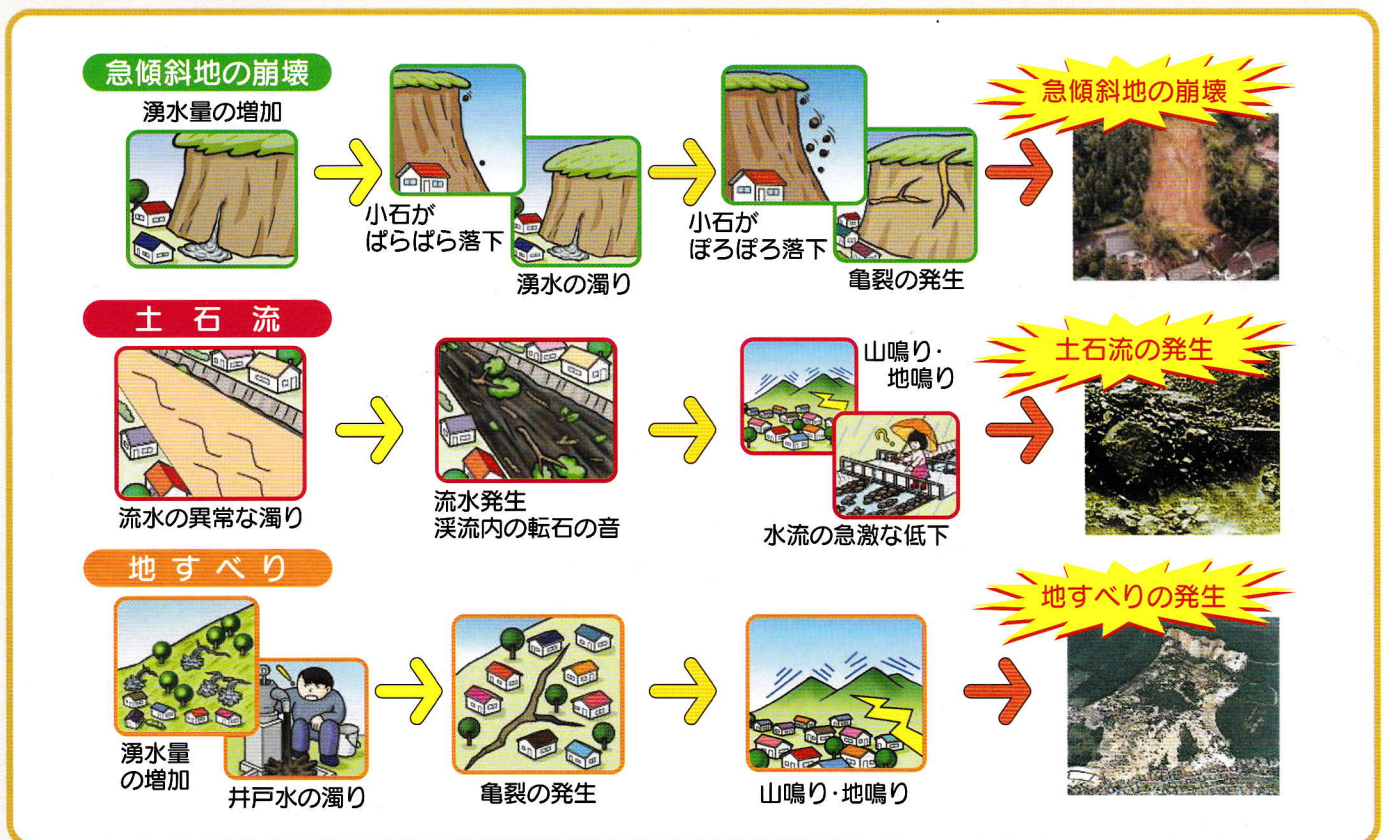
土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒、避難体制の整備、住宅などの新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするものです。

この法に基づき石川県では、

- ・「土砂災害警戒区域」…土砂災害のおそれがある区域
- ・「土砂災害特別警戒区域」…建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域の指定を行っています。

指定区域は「金沢市まちづくり支援情報システム（金沢市ホームページ）」でご覧いただけます。

こんな時は注意が必要です



このような前兆現象を発見した場合や降雨が続いた時などは、前兆現象がない場合でも土砂災害が起きる可能性があります。斜面の状況に常に注意を払い、身の危険を感じた時は、周りの人と自主的に安全な場所へ避難（自主避難）してください。

また、前兆現象を発見した場合には、直ちにその場を離れ、市役所や自主防災会（町会）にご連絡ください。

金沢ぼうさいドットコム
（災害情報メール通知サービス）

